

平成24年第4回竹原市議会定例会会議録

平成24年12月12日開議

(平成24年12月12日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 3 一般質問

午前10時00分 開議

副議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番、山村道信君の登壇を許します。

4番（山村道信君） 皆さんおはようございます。議長より発言の許可を得ましたので、海援隊、山村道信、これより発言通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず1件ですが、防災への取り組みと災害予報、被災時の市民に対する情報伝達の手段についてお尋ねしたいと思います。

去る10月10日より、総務文教委員会の行政視察で、1995年1月17日発生しました阪神・淡路大震災の被災地、神戸市、2011年3月11日発生しました東日本大震災の被災地、名取、石巻、そして今後懸念されている東南海地震の影響による被災を確実視されている静岡市を訪問させていただきました。

阪神・淡路大震災から復興した神戸、東日本大震災からいまだなお復興中の名取、石巻、そして両地震の被災状況を目の当たりに同規模の被災を危惧し、防災、減災対策に取り組んでいる静岡、それぞれに立場が異なり、防災に対する構えも被災地と未被災地とで違うことを学んでまいりました。

巨額の費用をつぎ込んでつくった防波堤や防潮堤も役立たず、防災無線も機能せず、公的防災対策の自然の驚異に対する脆弱さを目の当たりにしてきたところでございます。この被災状況は、映像で見聞きしても驚きとしか捉えられなかったのですが、実際にその地に立ち、その現場や住民の声を聞いて初めて恐怖と悲惨さが実感として心の奥に伝わってまいりました。

みぞれまじりの雨の中を流されていく人からの助けを求める声、流される車の中であごめく人影、瓦れきにつかまったまま飲み込まれていく人影。現地の方は、その恐怖を語っておられました。このような災害からどうやって住民を守ることができるでしょうか。幾ら防潮堤や防波堤に巨額の費用をつぎ込んでも、守り切ることはできなかったのです。事実、津波の被災地では頑丈な建物だけが瓦れきの中で廃墟のごとく残り、異様な雰囲気醸し出していました。まさに原爆が投下された後の広島市が東北地方の沿岸沿いにわたって帯のごとく連なっている風景と言っても過言ではない状況でした。

では、どうすればよいのか。被災地の防災担当者は、何を置いても逃げるのが先決だと言っておられました。身内の心配は後回しにして、とにかく自分自身が助かることを考え、逃げる。我々では心苦しく思える言葉ですが、お互いがそう思い行動していれば、生き残ることができ、どこかでまた会える。なぜなら、身内を気遣い助けに戻った人が帰らぬ人になった件数が非常に多かったそうです。

一旦は逃げ延びて一緒にいたのに、ちょっと気になるから行ってみる、状況を確認してくるという言葉を残したまま帰らぬ人となった人、市職員、消防署員、こうした悲惨な出来事を経験した人たちが語った言葉が、まず自助、自分を助ける。そして、逃げ延びた人が寄り添って、とりあえずともに生きることを考え、支え合う。すなわち共助。点在する罹災者集団に救いの手を伸ばす公助です。自助から共助、共助から公助、これが一連の罹災者が生き延びる手段となったようです。

この場に及んでも、最も必要とされたのが正確な情報の授受、伝達だったとのこと。防災無線も、CATV——ケーブルテレビも機能せず、携帯電話も役立たず、ただひたすらいつ来るかわからない助けを凍える寒さの中、暗い闇の中、助けを求めることもできず、どこへ行けばよいかもわからず、ただ待っているだけ。そんな状況が最低でも2日は続いたということです。私自身も改めて情報伝達の大切さを実感させられた次第でございます。

そこで、改めてお尋ねします。

本市の情報伝達手段について、現在どんな方法で避難情報を伝えることができますか。また、現存するCATVタネットがどの程度機能するとお考えでしょうか。

私は、本当の防災とは何であろうか、その被災地に立ち考えさせられました。まず、自助・共助・公助の流れを原則とした防災システムを構築することが最も必要なことではないでしょうか。本市において、現在、ハザードマップも作成中とのこと。これは自助の原点として必要なことです。自治会を中心とした救済、避難のマニュアル化と訓練、共助の上で必要なことです。では、公助に対する取り組みはいかがでしょうか。避難所の設置、救援物資の配達の方法、情報伝達、相互連絡の方法、一つ一つ精査していく必要があると思います。

ちなみに、名取市においては今後の防災において、7項目の対策を掲げ進められておられます。沿岸沿いに第1次防御として海岸堤防、高さ7.2メートルを構築する。内陸に第2次防御として河川堤防、高さ5メートルを構築する。モーターサイレンの設置、24

年度中に沿岸部に3基設置、災害FM局設置、防災教育DVD制作、自主防衛組織への支援、防災指導員の養成の7項目です。このうち、堤防に関しては固有の対策ですが、後の5項目に関しては大きな出費もなく、本市においても検討されるに値するものと考えます。

そのうちの災害FM局ですが、名取市では被災後4月10日に防災FM「ナトラジ801」を立ち上げられました。801とは、送信周波数80.1メガヘルツの略称です。当初、市庁舎の3階に開設され、現在も運営されています。私、昨年12月議会におきましても、CFM開設の提言をさせていただきましたが、今回の視察において、さらにその必要性和重要性を実感してまいりました。

名取市では、市が年間予算2,000万円で運営し、市の情報提供時間帯を定め、通常は9時から17時の間、放送されています。ニュース以外のあいている時間帯は音楽を流されているとのこと。自治会や各種団体、NPOからのイベント情報を提供するなど、きめ細かなニュースも提供されておられるようです。

たまたま移動の際、乗り合わせたタクシードライバーさんにナトラジを聞いておられますかと尋ねましたら、ほとんど聞かないという返事が返ってまいりました。しかしながら、ナトラジ801に寄せられる投書はふえているようです。非常時に頼れるラジオとして徐々に定着しているようです。

被災時の情報提供手段として市が開設されたラジオですが、定着していけば民間委託していく方向性もあるわけで、本市においても、まず公設運営し、市民との交流の場としてCATVタネットと連携しつつ、より充実させていけば、契約件数に伸び悩むタネットも加入件数の増加に役立つと考えているわけでございます。

減災公助における情報手段として、最近では廃止されたアナログテレビのあいた周波数帯VHF12チャンネルの1から3チャンネルを使った、いわゆるV-Low帯を利用した地域情報メディアの研究も進められているようですが、端末の普及が問題であり、本市においては既に完全普及していると言っても過言ではないFMラジオを端末とした防災FM(仮称)タケラジの開局を早期に行うべきではないでしょうか。そして、防災FMから番組を充実しつつCFMに移行していくといった取り組みが地元を受け入れられる情報基盤整備への橋渡しとなると考えますが、御見解をお聞かせください。

続きまして、2番目の質問でございます。

竹原港を起点としたソフトプランの作成と竹原の港の今後のあり方について質問させて

いただきます。

今年度、県によりビジターバース設置が決まりました。しかしながら、一向に進捗状況が見えてきませんでした。先般の民生産業委員会で、やっと方向性が見えてきました。私がことし3月議会において提言させていただいたレイアウトとは異なりますが、既存の船舶運航業者の意向を取り入れられたものと考え、それについては一定の評価をしています。しかしながら、ビジターバースは運行されている業務船が利用するものではなく、あくまでもヨットやプレジャーボートが利用するものであるということを念頭に置いて考えていただきたいものです。

ヨットやプレジャーボート等は桟橋係留時の波に対して比較的弱いものです。大きな船の引き波やスクリュウ波に大きく揺さぶられます。特にヨットにもなるとマストの高さは10メートル近くあるものもあり、波によって先端が大きな周期でスイングし、ほかのヨットのマストと接触する可能性もあるのです。そういったことに配慮したバースのレイアウトをぜひ考えていただきたい。それらを考慮せずつくられたものは使い勝手が悪く、ひいては利用されないものになってしまいます。尾道のビジターバースが悪い見本です。

今、まだレイアウトが決まっていないことを前提に提言いたしました。もし決まっているのであれば、再度、既存の船舶が引き起こす波に対する検証と、それに基づいた変更をお願いいたします。

バース設置におけるハード面についてポイントを述べさせていただきましたが、現時点での計画の進行状況としてはいかがなものでしょうか。

また、ソフト面についての進捗状況はいかがなものでしょうか。既に設置の方向で計画は進んでいるわけで、それであればソフト面の計画も進めなければなりません。ビジターバースを起点としたクルージングマップや、利用者向けの観光案内等の作成は進められているでしょうか。また、そこでの地元産品やマリングッズの扱い、グルメ、運営管理者の決定等、我々民間であれば、既に青写真ができ上がっていても不思議ではないのですが、いかがなものでしょうか。

そして、事実上の竹原海の駅ということになると思いますが、最終的にいつの開港予定を目指しておられるのでしょうか、あわせて御回答をお願いいたします。

さて、御存じのとおり、今は昔、竹原の文化は海上交通の利便性のもと栄えていました。文献によると、竹原の塩は日本海をも北上し、東北日本海沿岸を経て青森の地まで送られていたようです。また、造り酒屋も16軒ほどあり、西条よりも歴史が古く、栄えて

いたとのこと。山陽本線の普及と酒祭りで、今は東広島が有名になってきましたが、もとはといえば海上交通の利便性のもと栄えてきた竹原の文化です。竹原の歴史と文化はそうした昔を振り返っても、海を切り離して考えることはできないでしょう。昔は昔ながらの海上交通の文化、今は今なりの海上交通の文化がさま変わりしてあるわけで、時代の流れに応じてうまく対応していく必要があります。温故知新です。

以前、竹原の海の玄関口といえば、内港でした。四十数年前に運行されていた中央丸、御存じだと思いますが、竹原と大崎上島、大長の町を結ぶ汽船で、当時のいわゆる花形連絡船でした。それが自動車文化の発達に伴い、フェリーボートに取ってかわられ、玄関口が現在の港町、旧北崎に移ったわけです。しかし、今後、さらなる架橋がつけられるとどうなるのでしょうかね。恐らく交通船は観光船にさま変わりしていくしか生き残る手段はないと思います。

一方、現在、旧竹原栈橋はいかがでしょうか。契島への玄関口のみで、バースのあきがございます。また、周辺は無届け係留の遊漁船が散在しています。そろそろこのエリアを整備する必要があるのではないのでしょうか。海上常時係留施設の設置です。いわゆる公設ボートパーク、公設マリーナの設置です。

事実、このエリアの水深を先般測ってみますと、満干潮の間でも6メートル弱です。大潮の干潮時は4メートルくらいになるでしょう。まして、湾北側や東側では干潮時には干上がってしまっています。しかも、本川からの流れは雨水とともに砂利を運び、堆積し続けています。もちろん護岸の砂利山の砂も風や雨で港内に流れ込んでいます。このままだと、行く行く貨物船は入港できなくなることも推察されます。場当たりの浚渫ではなく、定期的な浚渫も考えなくてはなりません。そういった浚渫も含め、管理維持していく上で、現在の費用対効果を考えると、いかがなものかと思うわけがございます。

一方、プレジャーボートの係留に必要な水深は1.5メートルです。ヨットなら3メートルは必要でしょう。それらをあわせて考えるのなら、大型船の係留施設から一部を小型船の係留施設にシフトしていくということも大きな選択肢ではないのでしょうか。整然と林立するヨットのマストは、それだけで絵になりますし、観光資源ともなり得ます。

今までも言ってきたことではございますが、広島市内から車で2時間もあれば竹原に来られます。東京都内からでも2時間あれば素晴らしい海を持つ竹原に来られるのです。ちなみに、都内からメッカである葉山や逗子へ行くにしても2時間以上かかります。これらを考えれば、利用客を、そして観光客をこれまで以上に呼び込むことができるものと思

ます。

本市として、優秀な企業を抱えるしっかりとした基盤のもと、瀬戸内の観光都市として名乗りを上げ、安芸の小京都竹原と、竹原の文化を築いた海を観光資源化していくのであれば、ビジターバスは直近の課題として、その上で今後、内港やその周辺に目を移し、整備していく必要があると考えるわけですが、御見解をお聞かせください。

以上、私の壇上からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

市長。

市長（小坂政司君） 山村議員の質問にお答えする前に、ちょっと情報提供をさせていただきます。

官邸危機管理センターから緊急情報ネットワークシステムを使って竹原市に入りました9時55分、あるいは10時3分に入ってまいっております。この情報は、北朝鮮の人工衛星と称されるミサイルが発射をされました。発射時刻は9時49分ごろでございます。発射場所は北朝鮮西側、発射方向は南ということで、発射数は1基でございます。

10時1分ごろ沖縄地方の上空を通過したと推定され、なお破壊措置の実施はなかったということであります。落下推定時刻は10時5分ごろということで、洋上はフィリピンの東300キロメートルの太平洋に落下したものと推定されております。詳細はまだわからないということであります。

それでは、山村議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてでございますが、自然災害はいつ起きるか予測が難しいだけでなく、起こった場合は、昨年発生した東日本大震災のように、一度の災害で甚大な被害をもたらすことがあります。このような地震・津波防災で大切なことは、いち早く情報を収集し、人命を守ることを第一に行動することが重要であり、本市においては住民協働のまちづくりを進める中、自助・共助・公助の観点から各地域において自主防災に積極的に取り組まれている状況であります。

最近では、救命、応急手当、初期消火、水防訓練などに加え、より実践的な訓練として避難訓練を実施されている地域もふえているほか、自主防災マップづくりや要援護者支援体制づくり、防災資機材の備蓄などに努められている地域もあり、防災に対する意識は以前にも増して高まっており、このような地域での取り組みをとっても心強く感じているところであります。

一方、本市としても、東日本大震災を初めとした各種の災害を教訓に、総合防災訓練の実施、防災資機材備蓄の整備や防災リーダー育成研修への参加などに取り組んでいるところではありますが、今後におきましても、より充実した取り組みが図られるよう努めてまいりたいと考えております。

お尋ねの本市における災害時の情報伝達手段ではありますが、災害時に迅速に行動するためには、情報収集の手段はさまざまな方法があることが理想的であると考えております。

現在、市では、こうした情報収集の手段の一つとして、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯を考慮し、例といたしまして、市ホームページへの掲載、自治会等関係団体への連絡網による伝達、市や消防関係機関などの車両による広報、必要に応じたサイレン吹鳴、報道機関への放送要請、防災情報等のメール配信サービスなどにより、住民へ情報伝達を行うこととしております。

また、携帯電話各社においては、回線混雑の影響を受けることなく緊急速報を送受信できるサービスを実施しており、本市においても、こうしたサービスを利用し、市の区域内にある携帯電話へ緊急情報などを伝達する手段を整備しているところでもあります。

なお、ケーブルテレビを使った情報伝達につきましても、タネットチャンネルにより映像、音声、文字放送で状況をお伝えできることから、有効な伝達手段の一つであると考えております。

その他、この情報通信基盤を活用し、住民への防災情報伝達を速やかにかつ確実にを行うことを目的に、本市の防災対策の一環として、市から災害の位置や規模、状況などを発信、提供することが可能となるよう、各拠点に告知端末や屋外拡声器を設置し、防災情報を発信するシステムなどの導入に向けて、現在、検討を行っているところでもあります。

次に、災害FM局につきましては、臨時災害放送局として、災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体などが開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局のことであり、東日本大震災を機に名取市のほか多くの被災自治体で設置された臨時災害放送局においては、被災当初の給水、炊き出しなどの救援情報などから、地域の復興情報や住民を元気づける情報へとシフトしながら、被災された方々に役立つ情報としてFM波を通じて提供されており、災害による被害が長期化する場合においては、こうした手段の活用が有効であったことが各方面において認識されているところでもあります。

本市の災害FM及びコミュニティFMの導入につきましては、このたびの震災において

開設された多くの自治体の現状を踏まえ、本市における防災情報、市民への情報発信という観点から、さまざまな情報施策の一つとして、また多様なニーズへの対応ということからも、今後において引き続き調査研究してまいります。

次に、2点目の御質問についてであります。広島県が掲げる「瀬戸内 海の道構想」の戦略の一つであるクルーズネットワーク計画は、観光資源を有する地域に大型客船や観光クルーズ船、プレジャーボートを受け入れる拠点港を配置し、多島美豊かな島々の観光資源を点から線へ、さらには面へと相互に連携させることにより、エリア全体の魅力を高め、国内外からの観光誘致による観光振興を一層促進することを目指すものであり、ビジター艇の受け入れ拠点は、既に整備されているマリーナに加えて、集客力の高い観光資源の近傍に、既存棧橋の活用や新たにビジター艇専用の棧橋を整備するものとされております。

本市におきましては、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、瀬戸内海を初めとした自然や歴史、文化など、いわゆる底力を発揮し、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取り組みを推進しているところであり、「瀬戸内 海の道構想」は、この本市の取り組みと方向は同一であることから、この構想に本市の施策を取り入れられるよう積極的に取り組んできた結果として、広島県において広島空港から最も近い竹原港の北崎棧橋近くに観光クルーズ船などが一時的に係留できるビジター棧橋を整備することとなっております。

また、本市としては、ビジター棧橋の整備にあわせ、旧中四国フェリーターミナルを港周辺施設と一体となってにぎわいを創出する施設に改修するとともに、多くの観光客が訪れる町並み保存地区を核とした歴史・文化・観光ゾーンとフェリーターミナルを拠点としたみなと賑わいゾーンとの連携を図り、相乗効果を発揮することにより、交流人口の拡大を図るみなとまちづくりに取り組んでいるところであります。

その取り組みの一つとして、旧中四国フェリー跡地の利活用については、港湾整備の基本方針である交流拠点の形成と港湾の有効活用の観点から、ワークショップを開催し、市民の皆様から貴重な御意見をいただいたところであり、基本構想として、広域的な観光の拠点、市民協働のまちづくりの拠点、海と陸の交通結節点を大きな柱として位置づけ、市民、企業、行政が一体となって既存の港湾施設を有効活用し、港のにぎわい、地域の活性化、観光振興など、港を生かしたまちづくりを推進しているところであります。

具体的な活用策としては、現在利用されている北崎待合所は、建物の老朽化が激しく、

地盤も沈下しており、高潮時には港内の道路が冠水する状況にあることから、フェリー事業者から旧中四国フェリーターミナルを利活用したいとの意向を受け、旧中四国フェリーターミナルにバス停、タクシー待機場などの機能を集約し、さらに人と車両の動線のふくそうを回避するため、浮き栈橋の配置計画を検討し、利便性の向上と安全・安心なターミナルの再編計画を県と連携して取り組んでいるところであります。

また、ターミナルの施設改修、管理運営につきましては、設計から管理運営までの一体型プロポーザル方式により事業者を選定し、官民一体となって取り組みを進め、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウを活用し、サービス、利便性の向上と経費縮減を図るため、プロポーザル方式による全国公募を実施し、受託希望者には企画運営能力、施設管理能力を最大限発揮した竹原らしい、竹原しかない御提案を期待するものであります。

一方、フェリーターミナルの再編にあわせて計画しているビジター栈橋の整備につきましては、フェリー船舶などが引き起こす波に対する検証も含めたビジター艇の運航などの安全性や港利用者の利便性の向上を図るため、県、港湾事業者、竹原市が整備に向けた調整を進めており、さらに観光情報やクルージング情報などを発信するソフト対策にも取り組み、平成26年度に開催が予定されている瀬戸内しま博覧会に向けて、鋭意取り組んでまいります。

次に、竹原港の内港地区の活用についての御質問であります。本市は古くから瀬戸内海の恵みを受け、広島県の瀬戸内海沿岸部の中央に位置するという立地性と、近接する山陽自動車道や広島空港に最も近い竹原港から瀬戸の島々をつなぐ航路といった交通条件をあわせた、いわゆる陸と海と空の交通結節点としての機能を生かしながら、豊富な自然や塩田により栄えた歴史性を加味し、竹原らしいまちづくりを進めてまいりました。

竹原港は、周辺島嶼部との海上交通結節点として、生活、経済を支える要所であるとともに、外内貿易貨物の物流拠点として利用されており、今後とも芸南地域の暮らしと産業を支える港、周辺島嶼部との連絡基地としての広域的な拠点性の役割を果たすものと考えております。

今後引き続き既存施設を有効活用することはもとより、港の機能を充実し、港を生かしたにぎわいと潤いのある交流拠点の形成を図るとともに、瀬戸内海などの自然や本市の特性を生かし、広域的な連携を通じて、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） まずもって、懇切な御答弁、ありがとうございます。

さて、再質問、これからさせていただきます。

まず、情報伝達の手段についてでございます。実際に罹災したときの状況を想像していただきたいと思います。ホームページの掲載、連絡網による伝達、具体的にどういった方法をとられるのでしょうか。そして、車両による広報、一巡するのに要する時間、把握できるのでしょうか。サイレン、注意喚起の手段でしかございません。詳細な情報は伝わりません。報道機関への放送の要請、タイムラグが問題です。メール発信サービス、普及率、把握されているのでしょうか。これら回答いただいた方法に関して一抹の不安は隠し切れません。停電時に可能なのでしょうか。地震による損傷時に可能なのでしょうか。あるいは冠水し、道路が寸断されたときに可能なのでしょうか。電柱が倒壊し、ケーブルが寸断された状態が今回の被災地の状況です。まさに想定外なのです。

御回答いただきました被災状況下での伝達方法は、こうした状況においても対処できるものなのでしょうか、御答弁を求めます。

副議長（道法知江君） 順次答弁願います。

総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 災害時の情報伝達の手段ということで、先ほど市長のほうがお答えをさせていただきましたけれども、今、本市としましては、お答えしましたようなさまざまな方法により情報発信を行っていきたいというふうには考えております。このような災害時、その災害の状況によりましては、今、議員おっしゃられましたように、停電になるというようなことも確かにございます。我々といたしましても、やはりそういった災害発生時にこれがあれば全て情報伝達が整うというのは、なかなかそういった方法はないというふうには思っております。

御質問の中でFM局の御提案をいただいておりますけれども、そういったラジオを活用するという事は災害には確かに有効ではないかというふうには考えております。そういった面からも、また検討を行ってまいりたいと思います。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） また、答弁中に、携帯電話各社において回路を、混雑の影響を受けることなく送受信できるサービスを実施しておりとございますが、市の区域内における携帯電話の緊急情報を伝える手段を整備していると御回答がございました。これの対象は誰の

携帯なんですか。具体的に御回答いただけるのであれば、お願いいたします。

副議長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 今、議員のほうから御質問がありました緊急情報を送受信するというシステムは、これは携帯電話の会社のほうが整備をされているものでございまして、いわゆるエリアメールというふうに言われております。ドコモさんですとかKDDIさん、ソフトバンクさん、それぞれ各社で整備をされておられまして、これは登録することなく、そういった緊急の事案が発生した場合に自動的にメールが届くというものでございまして、本市でもそういったことができるように、それぞれの携帯電話会社さんと契約をさせていただいているというものでございます。よろしくお願いいたします。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。防災という観点から眺めますと、これでいいという対策はないんですね。でき得る対策を全てとることが今望まれることじゃないかと、こう思います。

その中で、やはり防潮堤であるとか巨額な費用を吸い込む、これがいかに脆弱かということは今回見せていただいたわけですが、しかし、そういった趣旨の対策の中で、情報基盤、情報伝達のあり方、今の御答弁を聞いていますと、やはりまだまだお粗末なところがあるんじゃないかなというふうを感じる次第でございます。

さて、台風接近してまいりました。防風の中、停電しました。高潮警報が出ていました。あなた方だったらどうされますか。夜ならば、まずろうそくをとまずでしょう。懐中電灯を探すでしょう。その次は、ラジオのスイッチを入れるのではないのでしょうか。

さて、そこで竹原市内の情報が即座に流れてくるのでしょうか。幾ら報道機関への放送を要請したといえども、迫りくる脅威への対応は一刻一秒を争うのです。今の状況下で避難指示や状況報道が間に合うと思われるのでしょうか。再度、御回答お願いいたします。

副議長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） やはりそういった災害につきましては、今、最悪の状況というのを想定いたしまして検討をすべきというふうに思っております。確かに停電ということになりますと、なかなか情報を住民の皆さんが得るといことは難しい状況になってくると思います。先ほども御答弁申し上げましたが、やはりさまざまな方法によりまして、できる限り住民の方には情報を伝達するように努めてまいらなければならないというふうに思っております。

確かに先ほども申し上げましたが、ラジオを活用するという事は、そういった停電時には大変有効であるというふうには思っております。そういった意味からも情報伝達する手段についてはいろいろと検討してまいりたいと思います。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） そうですね。こうした状況下、これを想定した上で、自助を促す減災対策を充実すべきであり、そこにおいて防災FMの効力が最大限に生かされるものとは私は思っております。

調査研究していくと御回答いただきました。自然災害は、こうしている中においても起こり得るものなんです。設置費用等鑑みましても本市においては十分余力可能であると見えていますから、減災対策上、調査研究に拍車をかけていただいて最優先にやっていくことが望まれると考えるわけでございますが、市長としての御所見を再度求め、次の港関連の質問に移ります。よろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 議員御指摘のとおり、自然災害はいつ何どきやってくるかもわかりません。東日本大震災の教訓を受けて、今、本市においてもさまざまなそういった防災対策に取り組んでいるところであるというお答えをまずさせていただきます。

その中で、今回の議員の御質問は、災害の情報を迅速にかつ的確に市民に伝えていかなければならないということを前提とした御質問でございます。これは、この手段についてということよりも、まずは自然災害に対する市民への安全・安心といったことについての対策の中の一つの方法として災害の情報の伝達というのもございます。しかし、我々としては市民の安全・安心を守るためには情報の伝達だけではないです。やはり日ごろからの災害に対する心構えの中で一番大事なのは、避難をするための避難場所、あるいは避難経路、そういったことを地域の住民の方々、あるいは消防関係、いろんな関係の団体の方が連携のもとにいろんなさまざまな視点で、私はそういった訓練も大事だろうと。そういった中で、それぞれの地域、市民へ向けての安全・安心の今の情報の伝達も含めて、総合的に対応すべきであるというように本市は考えておりますので、その旨、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） 申しわけない、当然のことなんです。本当に当然のことなんです。安全・安心を得るために、今どうやって自助、あるいは共助していくか。もちろんい

ろんな防災訓練等々やっています。これは当然のことなんです。現在やっておられる、これは私は認めます。しかし、その中で足りないものがあるから私は今回、一般質問させていただいているわけで、これをしたらということではありません。私は足りないものを補うべきだという意味で今回の質問をさせていただいたわけです。そういったところを理解していただきたい。もしよければ答弁お願いいたします。

副議長（道法知江君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 情報の伝達方法の中で、議員御指摘のことも含めて、先ほど来、例えばコミュニティFMの災害時における緊急時の伝達方法としては有効な手段であるということは御答弁をさせていただいております。それも含めて私は今御答弁をしたつもりでございますので、その旨よろしく申し上げます。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） とにかく総合的に考えていただきたいと思います。

さて、次の質問に移ります。

竹原港の今後のあり方ということでございますが、御答弁書をいただいて、そこにおいて、みなと賑わいゾーンと述べられ、先般の民生産業委員会においてもエリア指定されておられます。確かに初めてここで構想として上げられるのは過去においてもないことで、一応の評価をさせていただいております。しかし、その呼び方が何か不自然な感じで、私ならむしろ竹原シーフロントプランと名づけたくと思いますが、可能なら今後呼び方を改めていただきたく思います。

そもそも地図上で港とはどんな領域を言うのかということですよ。私は竹原港といえ、竹原防波堤から北側のシーフロントエリア、ポートエリアであり、具体的には明神地区から内港塩町一丁目ですね。国道185号、これは港町一丁目から二丁目をたどって中四国フェリーの現竹原港、そして船だまりから旧竹原造船所、港町四丁目を言うのではないかと考えております。的場公園海水浴場やぼら網海水浴場は、これは港ではなく、地図的には海岸線であり、通常、港とは呼ばないと。港を表題に上げられるのであれば、もう少し、みなと賑わいゾーン、要するにシーフロントゾーンとして指定されたエリアを今の計画より北側にオフセットすべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。

そしてまた、ゾーンとの関連性を持たせる上において、忠海港、大久野島、阿波島、要するに竹原の港ですね。ポートエリア、的場公園海水浴場やぼら網海水浴場、そして皆実町沖合のハチ岩を包括した竹原コーストライン、要するに海岸線構想は、これとして総合

的な計画を立案すべきであると私は考えます。

いわゆるマスタープランのもとに詳細プランを組み立てるのが計画の一貫性を持たせる上で最も重要なこと。ここにおいて竹原コーストライン、要するに海岸線構想のマスタープランのもとに竹原シーフロントプランや忠海港づくりといった詳細プランを組み合わせることが大切と考えるわけでございます。あわせて御答弁願います。

副議長（道法知江君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、1点目のみなと賑わいゾーン、この名称についてということ御質問いただきました。

こちらにつきましては、広島県において、昨年度利用者の視点、ニーズに対応したより一層のソフト、ハード、両面の港湾機能の強化を推進するための実施計画であります広島県みなと振興プランを策定しております。この中で、交流、にぎわいの機能の強化に資する交流基盤を支える港づくりの基本方針が掲げられております。この賑わいという名称につきましては、本市の港づくりの計画でも示しておりますように、港づくりの方向性を示した総合計画による港の果たす役割を踏まえ、港を活用した港づくりを目指す計画である。また、県の観光交流拠点の魅力向上に資する臨海部のにぎわいづくりの視点を呼応した計画であると考えて、みなと賑わいゾーンと名づけたものでございます。

また、2点目のゾーンの質問でございますが、こちら、みなと賑わいゾーンでは、やはり瀬戸内海でとれた新鮮な魚の販売とか加工、また瀬戸内海の道構想でクルーズ船の寄港地づくりを掲げている県とタイアップして観光客を誘致して促進させ、島嶼部との連携を図りながら観光交流を拡大していくということでございます。

このゾーンにつきましては、海洋レクリエーションゾーン、自然環境体験ゾーン、そういうことにつきましては、将来的にはやはり近隣の港周辺の施設を活用して港の生きがいをつくっていかうということで計画をしたものでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） 御回答ありがとうございます。しかし、漠然として、要はつかめないと。非常にもう少しそういったところをまとめるべきじゃないかなと、こう思うわけです。確かに何度も言いますように、港というのはポイントだけで成り立つものではありません。やはり、ここから出て、どこへ行くか、どこに何があるか、どっちを回ってくるかということも、これはソフトの上では大切だと思います。

今、問われているのは、ここで言っているのはエリア指定の件でございまして、どうもこの間のプランニングを見せていただきますと、的場公園とか、ハチ岩とか入っているわけで、これと港とは関係ねえだろうというふうに考えております。というよりも、むしろ内港あたりが包括されていないんですよ。だから、私は今現在ある内港、やっぱりこれは生かさないといけない。これを取り組んで、今の新ビジターバース、あるいは中四国フェリー跡地、こういったところを一体的に考えていくのが、みなと賑わいプランじゃないですか。海水浴場であるとか、ああいったところは完全な公園です。公園は公園として整備していく必要があると私は思うわけなんです、そこら辺の見解、お願いいたします。

(発言する者あり)

副議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回、みなと賑わいゾーン、こちらは的場地区が入っているということで、これは港ではないというような御指摘でございしますが、やはり港周辺、北崎地区を遊歩道とか散策路、こういうものを整備することによって、港の近くにあるそうした海浜公園にも散策をしていただいて、ジョギングとか散歩、そういうものをして、今現在、国道185号の歩道整備も行っております。この整備ができることによって、周回性を持たせるということによって港のにぎわい、大きな意味でゾーンとして位置づけたものでございしますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） そういったところにも行けるよと、あわせて整備するよというふう簡単に捉えてよろしいんですね。そうであればそういうふうなことだろうと考えますが、実際、やはり竹原港自体の見直し、これは図っていくべきだというふうに思うわけですが、とにかく海岸整備というのは市の直轄管理じゃないので、非常に難しいものと思います。やはり構想として県に陳情するんであれば問題ないでしょうけれども、陳情ならしっかりとした構想プランを立案しないと、実を結ばないと考えるわけです。それには、やはり市としての方向性を盛り込んだしっかりとしたマスタープランのもと、詳細プランを組み立てて、市ができる足元の整備から取り組む必要があると、私はこう考えます。

さて、答弁において、ターミナル施設の改修、管理運営については、プロポーザル方式による全国公募により民間委託をされるようですが、竹原港のデザイン整備を含めた形で

の公募を検討されたほうが一貫性が図られてくるのではないのでしょうかと思います。要は、古き日本の港をテーマとしたアミューズメントパーク化を図っていく。港の観光化、活性化のヒントになるのではないのでしょうか。やはりそういった今のプランニングと同時に、あわせて御所見をお聞かせいただければと思います。

副議長（道法知江君） 建設産業部長。

建設産業部長（柏本浩明君） 竹原港みなとまちづくり、旧中四国フェリー跡地の今回の計画につきましては、旧中四国フェリーターミナルを港周辺施設と一体となって、にぎわいを創出する施設に改修するとともに、町並み保存地区等の歴史文化、観光ゾーンとの相乗効果を発揮して、交流人口の拡大を図ることを目的とするものでありまして、フェリーターミナルの設計、管理運営を一体的に実施することが可能な事業者を選定することにより、民間のノウハウの活用によるサービス利便性の向上と経費縮減を図るために設計、管理運営一体型プロポーザル方式により実施するものであります。

なお、この実施スケジュールにつきましては、本年度中に公募による事業者選定をし、26年度瀬戸内しま博に向けて、フェリーターミナルの改修工事並びに供用開始というような予定になっております。

先ほど内港のことの御質問がございましたけれども、内港につきましては利用状況、空きバースがあるんじゃないかというような御質問だったように思うんですが、内港につきましては利用状況はいっぱいでございます。県から竹原港、忠海港、両方とも県から港湾管理運営について委託を受けて運営しているわけでございますけれども、港湾特会の重要な収入源といいますか、物揚げ場、上屋、係船料が主な収入源でございますが、ざっと決算の額で見ますと、それぞれ1,000万円ずつということでありますので、内港についても現在の利用状況を継続して運営してまいりたいという考えでおりますので、今後におきましても、港湾管理者である広島県や関係者と協議する中で、既存施設を有効活用し、港のにぎわいと交流人口の拡大に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。しかしながら、話を聞いていますと、ターミナルビルだけを委託するというふうに聞こえているわけで、恐らくその予定なんだろうけれども、やはりターミナルビルだけを改修したところで、全体とのマッチングがうまくなかったら、全体的な相乗効果というのは出てこないと私は考えるわけですね。だか

ら、逆に言えば、それを含めた上でのあのエリアのデザイン化を含めた設計、プランニング、これを含めて、そういったプロポーザル方式による業者公募をすべきじゃないかなと。要するに、使用範囲をちょっと広げてほしいということを行っているわけでございます。

もとより先般の3月議会でも言いましたように、これだけで飯を食っていこうという考え方は絶対捨てなくちゃいけない。じゃ、どうすべきか。それはやはり竹原の町並みとどういうふうにコラボしていくか。これもあわせて、やはり今後のまちづくりとして考えていけないか。これはもう現実の問題として見落とすわけにはいかないと思います。そういったところをこちらからもそうすべきじゃないかという提案なんですけど、それに対して答弁をお願いしたいということと、もう1つ——もう1つというよりも、もう少しあるんですけども、先ほど内港は十分機能していると、それで空きバースはないよというふうに御回答いただきました。確かに、じゃ、今の現状はどういうふうな状況なのか、もう少し掘り下げてお尋ねいたします。

現在、島嶼部との要するに海上交通結節点に利用されているということで御答弁いただきましたが、現在、島嶼部ということは複数の島々というふうに説明ではとられます。現在、どことどこの定期航路が内港に周航しているのでしょうか。

それから、栈橋の年間の利用収入ですね。上屋と物揚げ場は何か1,000万円、1,000万円というふうに言われていましたけれども、それと栈橋とはまた違う収入になってくるんじゃないかなと思うんですが。それと、それから護岸の先ほど言いました年間利用収入、そしてまた、岸壁を利用していただくには定期的な浚渫が必要だと思います。直近ではいつされたか、今後どういうふうな計画なのか。

以上、お答えいただければと思います。

副議長（道法知江君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、1点目のデザインと建物の活用ということで、こちらはやはり周りの地域に愛される魅力ある施設、また地域の方々が幾度となく訪れていただける施設に改修していきたいという思いを持っております。

また、内港の利用状況をということで、もっと詳しくという御質問でございますが、竹原港の内港地区には浮き栈橋4函設置されておまして、現在、契島を結ぶフェリー、旅客船が周航しており、1日当たり13便の利用がされております。さらに、当該浮き栈橋は県警の警備艇の係留場所ともなっており、夜間にはフェリー1隻、旅客船1隻、警備艇

1隻の計3隻が係留されているとともに、大崎上島への新聞輸送船が2便利用をされています。24時間利用できる浮き桟橋は1函の片側のみとなっており、内港桟橋は島嶼部の暮らしと産業を支える非常に利便性が高い施設でございます。

また、新浜地区、明神地区につきましては、荷さばき地、倉庫の利用が高いことから今後も適切な維持管理、地域の産業を支える港湾の物流拠点として利用をしていきたいと考えております。

また、利用料金、係船料についての御質問でございますが、内港の係船料につきましては年間約180万円の係船料になっております。また、先ほど部長のほうからもございましたように、内港の荷揚げ場の使用料、年間約1,000万円、また、県営の上屋、約1,000万円ということで、係船料、使用料については、港湾を維持管理していく上で貴重な財源となっております。

また、内港の浚渫の件でございますが、こちら平成20年、平成21年、平成22年の3年間で船舶航路の安全を確保するためを目的として、広島県において浚渫を行っていただいております。

また、平成22年には、竹原港の本川地区に近い内港地区と的場海水浴場に近い明神地区の浚渫を行っております。竹原港の浚渫につきましては、港湾事業所からの要望を受け、港湾、航路の安全を目的として、必要に応じて港湾事業者であります広島県に要望して実施しているものでございます。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。確かに今の上屋、岸壁等はやはりそれなりの分は、放っとしても利益を生んでいるということで、これは評価できると思うんですが、今の桟橋に対して年間180万円というのは、これちょっと少ないような気がするんですね。

副議長（道法知江君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちらの係船料につきましては、こちらの内港の部分だけを今180万円ということでお答えさせていただきました。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） 何か意見がまとまっていない——それは本当に大丈夫ですか。そういったことを鑑みても、桟橋設備という意味においては、ちょっとまだ、もう少し売上

げを上げてもいいような気もいたします。

それから、今の浚渫に関してですが、これは事業者というんですか、依頼がないと浚渫されないということを言われていますが、実際どうなんでしょう。今後やはり一番問題なのは、例えば防波堤をくぐって真っすぐ入ってくると、ちょうどフェリーボートの乗り場の左側ですね。かなり引いているときは干上がるんですね。航路幅がすごく狭くなる。ああいったところをいつ浚渫するのかなと、じっと眺めているわけなんですけど、浚渫されていない。そういったところを、今後、竹原は本当にそういうふうな海の港の活性化、港を中心に一つの基盤、観光資源として上げていくなら、やっぱりそういったところもどんどん要望していくべきじゃないかと、こう思うわけですね。ひとつそういったことをまず1件。

それから、もう1つ問題なのが、周辺に不届け係留船がすごく係留されております。これは市のほうで隻数は把握されておるのでしょうか。中には、検査切れの船や沈みかけた船もあるようですが、そういった現状も把握されておられるのでしょうか。そういったところがあれば、あわせてお答えいただきたい。よろしくお願いいたします。

副議長（道法知江君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず初めに、先ほどの180万円という数字については、契島のみの係船料でございます。申しわけございません。

続きまして、棧橋付近の浚渫、ほかにもあるということですが、やはり航路に影響が出るところにつきましては、今後も引き続き県のほうへ要望をしていきたいと考えております。

また、放置艇、無届け係留についての状況ということでございますが、広島県の沿岸というところにつきましては、豊かな自然と水源資源に恵まれた瀬戸内という静穏な水域を有していることから、プレジャーボートを活用した海洋性レクリエーションが非常に活発な地域であることから、平成22年度に実施されたプレジャーボート全国調査結果によりますと、広島県のプレジャーボートの隻数は全国の約1割を占める約1万6,000隻が集中しております。

広島県では公有水面の適正利用と環境保全を図ることから、係留場所の確保、整備を進めるとともに、条例による規制を講じる必要があることから、平成10年3月に広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例を制定し、広島港、福山港、尾道糸崎港で係留保管計画を策定し、施設の整備を推進されているもので、現在でも約72%、約1

万2, 000隻が放置艇となっております。

一方、竹原海域の放置艇数につきましては、平成22年度の実態調査では、放置艇555隻、そのうち竹原港北崎周辺の港湾、河川区域で約250隻が確認されております。また、内港地区における放置艇は約140隻となっております。本市におきましても、プレジャーボートの適正な係留保管ができるよう静穏な水域を活用した係留保管施設の計画、整備について、港湾管理者、河川管理者であります広島県に要請を行っているところであります。

以上です。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。とにかくにぎわいのある港にしていくには、美観が問われます。そして同時に、歴史ある港であるあかしを残さなくちゃいけない。塩町の一丁目の水門あたりには今でも雁木が残っています。今は、一部荷揚げ場用にコンクリートのプラットホームがつくられています。こういった昔の名残を残す雁木、こういったものを整備して、きちっと残すということも必要じゃないでしょうか。

また、不届け係留船の整理と、また利便性を図るために、やはり私が提唱します常時係留設備を設置、今お尋ねしたら140隻あるということ。恐らくこれが全てそっちへ移ってくれということは無理かもしれませんが、そういった人たちにきちっとした係留設備を提供して、もちろん有償で管理していけば180万円ほどの今のフェリーで契島さんからの年収以上のものは取れると私は思っています。

最後に、もう時間が迫ってまいりましたので、今後のビジターバス、これを機に今後10年、今、10年後、20年後の将来の展望を眺め、総合的に竹原はどうあるべきか、どうすべきか考える時期に入っているのではないのでしょうか。歴史と文化の町、そして港の町竹原、この具体的なビジョンを描く必要が既に来ているものと私は考えております。

今までこうして私なりの考え方を述べさせていただきましたが、市長、来年以降も続投されていかれる意欲があるのであれば、市長としての具体的な長期ビジョン、お聞かせいただければと、最後の質問にかえさせていただきます。

副議長（道法知江君） 市長。

市長（小坂政司君） 続投の話は別にしまして、我々は任期、精いっぱい頑張っておりますので。そういった中で、竹原港を交流する、航行する人口は100万人の交流人口があります。そういった中でありまして、歴史、文化もあります。しかも広島空港に一番近い

港という中でございますので、我々の特色あるまちづくりの中に、港というのは大きな重要なポイントであろうというふうに思っております。そういった中で、今回、港を中心としたにぎわいづくりということで、今、県とも連携をしながら進めているのがこの計画の一環の一つであります。

したがいまして、直近では平成26年に予定されております「瀬戸内 海の道構想」の中の瀬戸内海のしま博、これは現在は愛媛県と広島県で連携をして行うわけでございますが、そういった中で竹原市もその一翼を担い、港を生かしたまちづくりの中で、しま博のそういった交流人口も取り入れたまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

中四国フェリーが廃止になって、竹原港の港のにぎわいが少し喪失されておりますし、また、大崎上島への待合所も非常に老朽化しておる中で、ブラッシュアップをしながら、これから大崎上島もクールジェン等々、さまざまなまちのにぎわいをつくっていかれるわけでございますので、島への交流人口もふえるという中でございます。

そういったことを踏まえて、竹原港の整備、また周辺整備も含めて、活力あるまちづくりの中の港を資源とした活用を図っていきたいというふうに思っておりますので、この港の整備というのは、先ほど議員おっしゃられますように、短期的にはできない分もありますので、中・長期計画を含めて進めてまいりたいと思っております。

副議長（道法知江君） 以上をもって山村道信君の一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず第1番目には、我元行市営墓地問題で市長は謝罪と説明責任を果たせ、こういったテーマで一般質問をしたいと思えます。

11月17日土曜日に市営墓地説明会が行われ、旧竹原町墓地使用条例に基づく墓地使用者は、1つ、継続して墓地を使用できること、2つ、墓地使用料は徴収しないことが明

確にされました。このことは、これまで市が説明してきたこと、すなわち、旧竹原町墓地使用条例に基づく我元行墓地使用者は30年の墓地使用期限が過ぎているから、新たに墓地使用料等が必要です、こういった説明が誤りだったということになります。市長がみずから墓地説明会に出て、関係者の不安や怒りに対する明確な謝罪と説明責任を果たすべきであります。市長の答弁を求めておきます。

次に、2011年度の予算説明の資料には市営墓地利用適正化事業費として900万円の予算が計上されています。その説明は、我元行墓地は市が造成し、竹原市市営墓地条例に基づき30年の使用期間が希望者に、使用者に対して区画を貸し出していますとあります。

そこで、市長に質問します。

我元行市営墓地は市が造成してお墓を建てられる状態の区画で貸し出しているのは事実でしょうか、市長の明確な答弁を求めておきます。

次は、新竹原市墓地使用条例に基づく、昭和35年以後の我元行市営墓地の使用許可件数と使用料収入は幾らですか。我元行市営墓地の使用者で、昭和35年以後の竹原市墓地使用条例は墓地の使用期間を30年と明確に定めています。このことを踏まえて市長の明確な答弁を求めます。

次は、管理料を新設して1区画当たりの共益費として管理料2,400円を毎年納付する内容の提案です。この管理料の積算根拠となる説明資料を事前に関係者に配付してから市は墓地説明会を開いてほしい、こういった要望が出されておりますが、市長の答弁を求めます。

2番目の質問項目は、市公共事業入札問題の課題と改善について、市長に質問します。

私は2011年度の決算委員会で、学校給食配送業務に伴う忠海西小学校のプラットホーム改修工事と、平成22年5月24日に業務委託契約の入札問題について質問したいと思います。

竹原市は、実施要領に明記した給食配送車のリアゲートに昇降用リフト等が装着されていることは昇降用リフトでもいいし、渡し板でもいいと決算委員会で説明されました。

また、忠海西小学校のプラットホームの改修は実施要領の添付書類に給食開始までに改修予定ありと記載しているからという説明です。

そこで、竹原市学校給食センター給食配送業務委託契約の責任者、小坂市長に質問します。

忠海西小学校の改修予定ありとあるのはプラットホームの段差の改修ではなく、配膳室の改修ではありませんか。また、同校の配膳室はどのように改修されましたか、明確な答弁を求めます。

平成23年2月22日の竹原市議会、総務文教委員会の議事録には、同僚議員が忠海西小学校と忠海東小学校は、現在高さが600ミリと260ミリあります。それに対する改修ということは考えていないですよ、こういった質問に対して、前原前教育長の答弁は、単独校は配膳室がないわけです。配膳室の改修にあわせて云々、ただし、請け負っていただいた業者に便宜を図るという約束のもとで入札は成立していないという内容です。

次は、平成23年10月26日付の上申書で申立人（竹原貨物運送株式会社）は、平成23年2月ごろ、竹原市教育振興課担当課長より、忠海西小学校に申立人がテーブルリフトを取りつけるよう提言された。また、当該担当者より、忠海西小学校の改修工事について、プラットホームの建設はできないとの回答があったと述べています。この上申書は既に公開されております。この上申書にある竹原市の担当者の発言は事実でしょうか、その発言の趣旨はどこにありますか、市長の明確な答弁を求めます。

次は、実施要領の昇降用リフト等は、昇降用リフト利用の可能性も念頭に置いています。忠海西小学校の段差の改修工事をすれば、昇降用リフトを使う意味は、メリットはほとんどありません。

そこで、市長に質問します。

竹原市は、忠海西小学校のプラットホームの段差の改修は、どの段階でどのように計画されたのですか、明確な市長の答弁を求めておきます。

次は、このたびの竹原市学校給食配送業務委託契約は、配送車の昇降用リフト装着や労働者の正規雇用条件など極めて曖昧であり、学校給食の安心・安全な配送業務を実施するための説明責任が十分果たされているとは言えません。公正、適正な公契約に改善することが早急に求められています。これまでの業者指名入札を早急に中止して、市内の業者の仕事を確保すること、不当な低額の落札を防止することなど条件つき一般競争入札導入の検討はどのようになっていますか、市長の答弁を求めます。

以上で壇上の質問とします。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

2点目のうち、学校給食配送業務に関する御質問につきましては教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。我元行共同墓地につきましては、旧竹原町時代に墓地として造成し、昭和16年から貸し付けを行ってまいりました。

墓地の貸し付けを始めてから今日まで長い年月が経過する中で、貸し付け者の多くの方が亡くなられていることや世代交代が進んだこと、また、転出などにより使用者の把握が困難となったことなどあわせ、従来の慣習等により曖昧なルールのもとに墓地使用が行われてきた実態や、当事者間の権利義務を明確に定めた文書が存在しないことなどから、使用者の皆様には大変な御迷惑をおかけしており、おわび申し上げます。

本市としては、こうした状況を一刻も早く解決しなければならないとの認識から、昨年6月から事業説明会を開催し、関係者の協力のもとに墓地使用者の確定並びに墓地の確定測量を進めるとともに、これまで4回の説明会を開催し、関係者の御理解を得るよう取り組んできたところであります。また、墓地の適正な管理運営のあり方について、厚生労働省が示している「墓地経営・管理の指針等について」に基づき、当事者間の権利関係を規定し、利用者保護の観点からも契約の明確化を図る必要があるため、新たに定めようとしている条例に規定すべく検討を行っているところであります。

具体には、使用期間については、墓地の有効利用や無縁化した墓地の円滑な整理への要請もあることなど、墓地使用契約の明確化を図るため、一定の使用期間を定めることが望ましいと判断したものであります。

使用料につきましては、新規契約時における墓地使用权の設定の対価として定めるもので、継承する方がおられる限り更新できることとし、その際の使用料の支払いは発生しないこと、また管理料については、使用料とは別に明確にする必要があり、墓所以外の通路や水路の維持管理、その他光熱水費など共用部分の運営管理に充てる経費として定めるものであり、使用者の皆様にも受益と負担の考え方から応分の御負担をいただくとともに、管理料の払い込みについては、使用者の所在を把握しておく手段ともなり得ることからも、毎年請求する方式を規定するものであります。

契約の更新については、期間満了の1年前から管理者である竹原市長に対し、契約更新の申し込みを行うことができることとし、不適切な墓地利用の実態がない限り、これを承諾することとするものであります。

次に、我元行共同墓地の造成及び貸し付けについての御質問であります。我元行共同

墓地については、旧竹原町時代の昭和12年に竹原都市計画墓地事業として県の認可を受け、昭和16年から墓地の貸し付けを開始したものであります。

次に、昭和35年以後の我元行共同墓地の使用許可件数と使用料収入についてであります。竹原市墓地使用条例に基づき使用許可並びに使用料の納付手続を行っているもので、貸し付け件数については30区画、使用料については新規契約時における墓地使用権の設定の対価として9万3,132円を納付していただいております。

次に、説明会に関する質問ですが、これまでの説明会においては使用者の皆様に対し、使用期間や使用料などの課題と方針について説明を行ってきたところですが、より皆様の理解を得る必要があると考えており、今後、適切な時期に説明会を開催し、使用者の皆様にご理解をいただけるよう鋭意努力してまいります。

次に、2点目の条件つき一般競争入札導入についての御質問であります。本市の建設工事等に関しては、地域経済の活性化、雇用の拡大の観点から、市内業者を優先的に指名選定し、受注機会の確保を図るとともに、最低制限価格制度などを講ずることにより、適切な入札制度を実施しているところであります。

現行では、設計金額に応じた等級の資格業者の中から、地理的条件、同種工事の経験、技術的適性等を総合的に勘案する中で、市内業者による指名競争入札を実施しているところでありますが、条件つき一般競争入札導入については、県内各市においても実施されていることから、本市の実情や各方面からの御意見を踏まえ、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 学校給食配送業務についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、竹原市学校給食センター給食配送業務の入札について、皆様にご心配をおかけいたしていることに対して大変申しわけなく思っております。

本件入札につきましては、平成22年4月26日に公告を行い、竹原市役所掲示場への公示、竹原市ホームページへの掲載及び社団法人広島県トラック協会三原支部竹原分会会員への本件入札の周知文書に添えての書類として公告文書、竹原市学校給食センター給食配送業務実施要領、入札参加申請書、営業規模等概況調書及び学校給食配送業務委託に関する質問書を送付いたしました。

なお、同日から平成22年5月10日までを仕様書の閲覧及び現地確認の期間等、また

入札参加申請書の配付期間及び受付期間といたしました。

次に、平成22年5月11日付で入札参加申請書の審査結果及び一般競争入札実施通知書に添えての添付書類として竹原市学校給食センター給食配送業務委託競争入札要領、入札書、委任状、入札辞退届、本入札執行における注意事項及び竹原市契約規則の抜粋を送付し、平成22年5月19日入札を執行し、落札業者が決定いたしました。

本件入札に当たって、職員は準備段階から誠実に事務を遂行し、適正かつ公正に入札を執行し、最低価格提示者が落札したものであって、現在のように訴訟が提起され係争中であることは、我々としてはまことに残念に思っております。

最初の御質問の給食配送業務の実施要領の中で、忠海西小学校について「学校施設のプラットフォームの状況」のその他欄に「給食開始までに改修予定あり」としているのは、配膳室の改修も含めたプラットフォームの改修について記載したものであります。また、忠海西小学校の配膳室の改修内容についてであります。平成23年度の夏休みにサッシと棚を撤去しシャッターによる搬入口を新設し、自校方式での給食調理を終えた春休みに配膳室となる調理室内の厨房設備を撤去し、コンテナ置き場を設置しております。これにあわせてプラットフォームの改修も同時に実施しております。

次に、受託業者の上申書についての御質問ですが、経緯を述べると、給食配送業務委託契約締結時の事前協議において、忠海西小学校のプラットフォームを改修するという事を申し述べました。その後、現在係争中の裁判の原告らからの本件入札にかかわる異議申し立てを受け、受託業者がテーブルリフトを取りつけることによって、この問題の解消につながると考え、同者と協議したところであります。その協議の結果、当初から予定していたとおりプラットフォームの改修を教育委員会で実施したものであります。

次に、忠海西小学校のプラットフォームの段差の改修の計画についての御質問ですが、これまで述べましたとおり、昇降用リフトや渡し板を想定し仕様書を作成したときに、各校並みのプラットフォームに改修することを計画していたものであります。

また、本件入札に係る給食配送業務については、契約を開始した平成22年9月から2年を過ぎた現在に至るまで何らの事故なく、各小・中学校へ給食を配送しております。しかしながら、本件入札に関し、住民監査請求、住民訴訟が提起されたことを真摯に受けとめ、より適正な事務遂行を行うとともに、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁を終わります。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、我元行市営墓地の問題で再質問をいたします。

答弁漏れが率直に言っております。それは1つは、今回、説明会にかかわって、4回ですか、説明会を行われたということで、その最初の説明と最後の11月に行われた説明で大きく内容が変わっております。私はそこについて、当初はこの旧竹原町墓地条例に基づいて使用されていた方が、突然30年という期限を設けて、今後墓地の使用ができるのかどうか、そういう大変不安が起こったわけですね。怒りの声がやっぱりありました。昭和16年、その代は親の代かもしれませんし、それからもう六十数年、五、六年たって2年前に初めて突然30年の期限が出てきて、使用期限が何回も切れているよと、今後の墓地使用をどうしたらいいのかと。本当に苦しい、その不安の声といいますかね、これが出されました。それが一転して前回11月の説明で変更されたということですよ。

だから、私、この先祖の供養という心の問題で、安らかに六十数年間、戦後六十数年間、それぞれの方々が墓地を借りて供養されていた。そこに突然30年の期限が切れています、こういうことを持ち出してきたわけですよ。だから、先ほど言った、やっぱり使用されている方が驚きと怒りと。市はどういう、30年どうやってどこから出てきたんかということも繰り返し私ども聞きました。ですから、私はこの最初に、市長がきちっとね、謝罪と説明責任を果たせという強い口調で言ったのは、六十数年間、市民の方が先祖の供養をしてきて、2年前に突然30年期限が切れていると、こんなことを言われたら、本当に先祖の供養をしてきた方々は、本当もう心をかき乱されるというか、そういった怒りの声なんです。だから、心の問題というのは人権問題でしょう、それを大きく方針変えたんだからね、そこはきちっとやっぱり市民の方が、これだけやっぱり迷惑かけている、この認識があつて謝罪をする、私はそう答弁ができると思ったんだけど、そこはどうなんですか。

当初は、さっき言ったとおり、2年前に突然30年だと、使用期限が切れているという混乱を起こした、この認識はどうですか、あるんですか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、謝罪と説明責任ということでございますけれども、先ほど市長が御答弁申し上げたところでございますが、我元行共同墓地の管理運営につきましては、今ございましたように、先般の説明会におきましても、今日までの長い年月の間、曖昧なルールの中で行わ

れてきた実態がある中で、墓地の適切な管理運営がなされてこなかったということで使用者の皆様には御迷惑をおかけしていることについて改めておわびを申し上げたところでございます。

それで、使用期間と使用料のことについてでございますけど、現行の条例では使用期間については、墓地の使用は許可の日から30年とするというふうに定めてございます。使用料につきましては、別表に定める使用料を使用許可の際、納付しなければならないというふうに定められております。こうしたことにつきましては、これまでの説明会の場において御協議、話し合い等をしてまいったところでございます。この中で、使用料の考え方につきましては、新規契約時、つまり墓地の使用権設定の際にのみ生じる対価として使用料を納付していただくもの、あるいは使用期間30年が経過した後、墓地使用権の更新時において新たな使用許可をする際に、次の使用期間30年分というような考え方で使用料の納付が必要であるというようなことなど、話し合いの過程の中でさまざまな議論をしてまいったところでございます。

こうしたことについて、最終的には使用者の皆様のお意見、御要望などもお聞きする中、また、現行条例において当事者間の権利義務を明確に定めた規定が存在しないことなど、曖昧なルールの中で墓地使用が行われてきたと、こういう実態があることを考慮いたしまして、墓地使用期間の更新時には、使用期間は更新するものの、改めて使用料の納付は発生しないこととし、新規契約時のみ墓地の使用権設定の際に生じる対価として使用料を納付していただくということで使用料の規定を見直すということにしたものでございます。それに伴いまして条例を改正させていただいて、今後、我元行共同墓地の適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私が聞いた質問に対してきちっとあなたは答えてくださいやね。私は今、新しい条例の説明を聞いておるわけじゃない。最初に言ったのは、旧条例で六十数年間、我元行の墓地を使用してきた方が、2年前に突然おまえのところは30年期限が切れとるじゃないかと、そう言われてですね、さっき言った、安らかに六十数年間ね、供養してきたのに突然やっぱり30年期限が何回も切れておると、こういう説明なんですよ。だから、私がさっき言ったように、その人なんか物すごい不安があるわけよね、どうしたらいいんかと、また新しいお金を出さないけんいうたら、まあ年金生活とかいろんな

人がおられたからね、大変だという思いがある、それを私はさっき伝えたんですよ。

だから、条例がこう変わったという説明はね、今あなたが言われたとおりなんでしょうけれども、当初の説明から今4回まであって、最初言ったとおりですよ。突然30年出され、六十数年間やってきて2年前に突然30年期限がある、何回も切れとるよと。そういった迷惑をかけておることに対してきちっとやっぱり市長として、そこに出席してからね、こういう方針で変えましたという説明責任を果たして、混乱を起こしたことに対してはきちっとやっぱり謝罪することが筋じゃないんかということをおは市長にぜひ聞きたいんですよ。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 本件についての説明会、過去4回ほど開催しております。もちろん、この説明会においては責任ある者が出席をいたしておりますし、市長の権限、一切の権限を持った状態の中で、市長の意見、市長の考え方に基づいた説明会を定めてきたところでございます。そういった中で、この11月の説明会におきましても、先ほど市長がうる申し上げたとおり、昭和16年の供用開始から今日まで大変長い年月の間、使用者に、あるいは権利者に対しまして使用期間、あるいは使用料、そして使用の許可の更新等、曖昧なルールと申しあげましたのは、そこらあたりの文書の明確な規定がなかったこと、これが一番皆さんに対して大変申しわけなく思っているところでございまして、その点、市長が冒頭答弁の中にありますおわびを申しあげているところでございまして、これについては、もう6月、7月、11月、全てのそういった説明会の場において、そういった市長の謝罪をしているところでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ここでおわびというよりは、私はちょっとこの件は指摘しておきますけどね、さっき言った思いでね、六十数年間先祖の供養をしてきた。本当心の問題かもしれないけどね、そこをかき乱しとってね、そこに謝罪がきちっとね、次の説明会ではね、こういった経過で説明してきた、それが間違いだった。今回はさっき部長が説明したようなことをやりたいということをおきちっとやっぱり謝罪をして次に進むんが筋ですよ。そのことだけはきちっと、次の説明会はずいぶん市長が出てね、私はやっぱりやるべきだと、対応すべきだということをお再度指摘しておきたいと。

それから、次の答弁漏れなんですけれども、私もこの竹原の出身じゃないから、現在の墓地の状況しかね、まあ三十数年前に来ましたけれども、その事態でも、もう墓地の形態

といいますか、そういう状態しか私は見ておりません。しかし、よく話を聞いてみると、墓地という、造成した墓地という私の考えでは、もうすぐその、もし借りたり買ったりした場合はそこへお墓が建って供養できるよという、そのことが私は墓地を借りるとか買う場合は、前提でもうすぐそこに墓を建てられると、供養できるという状況の分が私は思っているし、それで今見たら、我元行のところもいろいろまあ墓がいっぱい建っていますよね。だから、私がそこで答弁漏れというのをあえて指摘したのは、墓地の造成をして、いつでもそこに墓を建てられるような状態で昭和16年のときに貸し出したんかどうか、そこを確認しておるわけなんですよ。

市の予算の説明を見ると、やっぱりそういうことになっていますよね。平成23年の適正化、あなた方は適正化という言葉を使うのが好きなんだけれども、墓地適正化事業費委託料900万円の予算の説明のときにどういう書き方をしているかということ、その下の現状と課題という説明がありますよね。そこは我元行墓地は市が造成し、竹原市市営墓地条例に基づき30年の使用期間で希望者に区画を貸し出していますという我々市議会への説明なんです。ですから、もう一回この確認しますけれども、私は昭和15年まだ生まれていませんけれどもね、そういった状態の、市が造成したというのは私が言うような、いつでも墓を建てられるような状態の区画で貸し出しているのかどうかを聞いているわけです。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 墓地について、市が造成し墓が建てられるような状況で貸し付けをしたかということですが、先ほど市長が答弁申し上げましたように、この我元行共同墓地につきましては、昭和12年に竹原市都市計画墓地事業として県から認可を受けまして造成をし、16年から墓地の貸し付けを開始したものでありまして、当然市が造成し、墓が建てられる状況ということで認識しております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 墓をすぐ建てられるような状態での区画の貸し出し、あなた方はそういった認識しておるでしょう。それが私のほうはちょっと違うんですよね。私は何件もそれは聞いていますよ。昭和16年当時、食料難で、市は墓地として貸し出したけれども、そこで芋を植えたとかね、そういった声も聞いていますよ。本当ですかと、墓地でそういうのをやっているんですかというふうな、ちょっと私も聞きましたときはびっくりし

ましたね。それはやっぱり事情があるんですよ、戦後すぐですからね。

しかし、今、課長が答弁したようなね、今、例えば永楽院というのが平成5年に貸し出していますけれども、そこは火葬場があったところから、平らなところでしょうけれども、普通はそういったいつでも墓が建てられるようにね、区画を決めていう、私らの感覚ではやっぱりそうですよ、墓地として買ったり借りたりする場合は、すぐ墓を建てられる前提でね、いうんが私どもは貸し出しじゃないんかという思いがあったんですけど、その今私が指摘したいのは、ある人が昭和53年に造成して、要するに墓が建てられるように造成して、それは昭和53年ですけれども、九十数万円、100万円近くお金がかかったと言うんですね。それとかさっき言った芋を植えていたとかというのを聞きますとね。だから、当時の墓地の貸し出し状況というのは、きちっとした今あるような、我々が今そこ現場に行ってみて、市が造成して区画してというところが違うんですよ、状態が。そこはやっぱり指摘していますよ。指摘しますけど、そこはもう一回聞きますけど、あなたは墓を建てられる状態で昭和16年に貸し出したというのをもう一回ちょっとくどいようだけれども、確認します。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど申しあげましたように、いわゆる旧町時代に県から許可を得て墓地としての造成をし、貸し付けている墓地と理解しております。

今現在の測量した450区画というのは現在ではありますけれども、昭和16年当時は356区画だったと思うんですが、その区画で貸し付けている状況でありますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） さっき言った市が貸し出した、私は昨年、平成23年の予算説明の分ははっきり言って間違いということだけは確認、指摘しておきますよ。だから、我々が考えているような、市が造成して墓を建てられる状態の区画にして昭和16年には貸し出してないと、少なくとも。さっき言ったそれは一つの例であるし、昭和53年にわざわざその方は90万円から100万円近くお金がかかってね、きちっと墓を建てられるようなことをされている。そういった状況なんかもあってね、複雑な思いがやっぱり、本人さんはもう自分の土地だと、自分の墓地だというふうな感覚があったんかもしれませんけれども、それはいろんな思いがやっぱりあるわけですね。確かに不明瞭な状態があったんでしょう。だから、そういったやっぱり一人一人の思いをきちっとつかんで対応しないと市

民に大きな迷惑をかけることになるということで、さっき言った、この確認を求めたのは、私のわかる範囲では造成してすぐ建てられるような墓地の状態での貸し付けではないということだけはやっぱりはっきり指摘しておきたい。

それから、3点目の質問に移りますけれども、昭和16年以降の貸し出しの旧墓地条例、旧竹原町の墓地使用条例と昭和、竹原市になっての新しい市の墓地条例というのは、先ほど私も壇上で言いましたのは、明確に違うのは新しい竹原市の墓地条例になっては使用期限が30年ということを明記しているわけですね、この中にははっきりと。それが旧墓地条例との、竹原町条例との違いです。

それで、私あえて聞いたのは、昭和35年以降というのは新しい墓地条例に基づく分ですからね。で、昭和35年以降の貸し出しは何件かということで説明が今ありました。30区画というんかね。貸し出し使用料もあるというんがありました。

再質問は、その30区画、貸し出した30区画の更新手続ですよ、使用料とか更新手続はどうなっていますか。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 昭和35年の現行条例に基づき貸し付けた墓地については30区画であります。その区画について更新手続がどうかということでありますけれども、この部分については、管理不十分というか、適正な管理運営ができていないということで更新の手続はできておりません。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 市長、ちょっとそこの今の答弁ね、はっきりちょっと覚えとってくださいよ。

新しい竹原市の墓地条例は貸し出したときは明確に30年という期間を定めている、新しい市になってね。それで、先ほどの私が言った旧竹原町条例は30年とかないですよ。そこをさっきいろいろ、繰り返しませんけど、突然ということで怒りの声があったと。今回は少なくとも30年、昭和35年以降の貸し出したんは30区画、新しい条例に基づいて30年、明記しているんじゃないか、かちっと。それを管理できなかったというのはどうということなんですかね。だから、旧条例の分と新条例の30年との違いも30年期限があるかないかというんがはっきり違います。だから、新条例は少なくとも、あなた方の言う分ですね、30年がぴしっとあって、その管理も、それじゃ管理がずさんだったという指摘

されても仕方ないというのは、市長、認めますよね、じゃ。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 昭和16年から昭和35年の旧条例から新条例については、ことしの3月議会で御答弁申し上げましたように、昭和16年の内容をもって昭和35年の使用に対する考え方は述べさせていただいております。

そういう中で、今御質問のですね、昭和35年の条例に基づいた以後の更新手続はどうなっとなやという御指摘でございます。これについても先ほど市長が答弁申し上げましたように、十分なこれが更新手続ができていなかったという反省のもとに、曖昧なルールのもとに今日があるんだというふうなことで、今後こういうことがあってはならないという一心で皆さんにこれ以上迷惑をおかけしてはならないという中で、このたびの新しい見直しというものを図ってまいりたいということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 30年の30区画について更新できていないと。それは単なる結果としてはずさんなというんが言えるんでしょうけれども、それだけが原因じゃないですよ。ちゃんとね、そういったなった原因があるんです、やっぱり。昭和49年の貸し出しというんが市の貸し出しの書類があります。これを見ると、昭和49年6月に市が貸し出した書類があります。ここには、貸し出すけれども、売却を前提にした貸し出し方をしているんですよ。だから、このしおりを見たら、売却はもうその年度に、昭和49年の6月ですけどね、この貸し出しは。少なくとも、その12月か、期限は切っていませんけど、その年度中にはこれは売却を前提としますよと、市が売るときは買ってくださいよという前提の貸し出しなんです。だから、こういった事実があるのかどうかを含めて、その当時のときの方針がね、きちっと説明してくださいよ、じゃ。単なるずさんなだけでね、30年の更新手続をしなかったというだけじゃ済まされない問題があるからね。ちょっと私が言った書類が本当なんか、うそなんかどうかを含めて、これは昭和49年6月22日の市が書き出した契約書類、それは大ざっぱに言うと、売却処分するときには買ってくださいと。売買が前提でこのときの方針が、貸し出しが出されている。その確認ちょっとしてください。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 昭和49年3月に、市民の墓地に対する要望が強い

ということで、新規使用許可の可能な墓地を調査し、23区画の整備を実施し、使用貸し付けの募集を開始しております。募集について、当然応募者が多いということで抽せんによって使用者を決定した際に、使用許可を発行する際に、先ほど議員御指摘のありましたように、本年中といたしますか、49年度中に実地測量を実施し、売却処分する旨を付しております。また、その許可条件について、今先ほど言いましたように、売却処分する旨を付しております。しかし、その後、処分には至っておりません。結果として貸し付けている状況になっております。

そういうことで、その貸し付けた当時は現行条例に基づき使用料を納付していただいておりますので、結果としては、現在貸し付けた状況で引き続き墓地として使用されていると判断しております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） だから、1つは、30年が切れているのに、今からでも更新手続きしてもらって使用料を取ろう思うたら取れますよね。これは問題は起こらないでしょう。30年明記しているわけだから、極端に言えばね。旧条例のものを私はさっき言いよるけん、旧竹原町条例に基づく使用の分はいろいろ意見がありますよ。今回の分は、だから、少なくとも昭和35年以降の分は、30区画の分は30年という明記を前提に貸し出している。ですから、1つは、もう一回確認なんですけれども、例えば今からでも市としての適正な管理という、あなた方言われるんだから、そういうことは実行できますよね、それが1つと。

それで、もう1つ私が言いたいのは、さっき言った曖昧な管理というのは実質起きているんだけど、この49年6月の貸し出すときは売却の前提、さっき説明したとおりですよ。売却の前提でこれをやっている。それは確かにいろいろ意向があってそこまではいかんかったんだけどね。だから、方針がごろごろごろ変わってからやね、それが曖昧になっているわけです、結果として。だから、私は、例えばね、今の状態で1つ確認したいのは、昭和35年以降の30区画は新たにとろう思うたら取れますよね、使用料を、30年過ぎとんだから。それを実行されるんかどうか1つ確認と、今後の我元行の墓地のあり方として、極端に言ったら、やっぱり市民の利用状況を確認して、どういうふうにしたらいんかという面では市民の、前に49年のときは意向調査をとっておられますよね。ですから、今回の適正管理でばさっといくんじゃなくて、やっぱりそれはいろいろ

使用者の方の調査もあるんでしょうけれども、その方に今後どうしようかというような意向は確認してから対応するというのが本来のあり方じゃないかと思うんですね。そうでないと市のあり方がやっぱり変わっているというのが事実ですから。

ということで、今後、私は一つの提案になりますけれども、1つは、ぱっと今の分を押し切るというだけじゃなくて、もう一回何らかの形で、こっちの永楽院もありますけどね、永楽院や我元行あわせてやっぱり市の使用者の方の意向を再確認してどうするかということも必要じゃないかというんが2つ目の質問です。

1点目は、さっき言った30年の、新しい竹原市の墓地条例に基づく30年の使用期限が切れている。この方には少なくとも使用料の徴収といいますかね、これはやっぱり実行できると私は思いますけど、そこの点どうなんでしょうか。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 我元行の共同墓地の件に関しましては、昭和16年から今日の間、相当な長い年月がたつ中で、議員御指摘のとおり、恐らく昭和16年ごろの、戦争が始まった年ですよ、そういった時代背景、あるいは昭和49年の、先ほどの一応売買についての条件提示というものについても、そのときのいろんな社会情勢に対する、恐らくオイルショックの、当時の竹原市の本市における財政再建団体に入ろうかというような厳しい状況があった年でございます。そういった中で、いろんな財源確保することが大きな我々の宿命でございましたし、そういったことも考えられたんかなというような思いはしております。

しかし、そういった今と過去のいろんな状況がある中で、今の昭和35年の条例をいかに新しくして皆さんに公正、公平な市民サービスが提供できるかといった観点で見直し、検討をしております。そういう中で説明会というのが、先ほど来議員が言われておるように、一つの御了解、御同意をいただく手法として我々は最優先をしたわけでございまして、その中で一番大きな問題は、先ほど来申し上げますように、現行条例における使用期間、この使用期間については、墓地の使用は許可の日から30年とするということしか書いておりませんでした。そして、使用料については別表に定める使用料を使用許可の際、納付しなければならない、ここしか書いていない。ということは、許可の更新の際に云々という言葉が、文言が、文書表現が全くありません。したがって、取るとも取らないともどちらでもできるような状況もあるわけです。そこらあたりを我々は十分調査研究をする中で、最終的な判断は皆様方の御意見、御要望、松本議員もこの3月議会でせめて管理料だ

けにせえやという御意見をいただいております。そういった皆様方の強い御要望も受ける中で、最終的には、先ほど申し上げましたように、この使用料の考え方については、墓地の使用権設定の際、つまり初回の契約の際のみ墓地の使用に対する対価としての使用料、こういった考え方でもって初回のみ金額をいただく、使用料をいただくということにしたわけでございます。

そして、管理料については、これは通常マンションと同じように、マンションについても共益部分がございます。そこらあたりはその敷地内に利用されておる方が利用するというのがございますから、一応受益と負担の関係でですね、そこらあたりについての負担は使用者に御負担を願おうというようなことで大きく考えたわけでございます。

そういった意味合いで、本当に長い間御迷惑をおかけしてまいりましたので、一刻も早くこの問題を解決したいという一念でございまして、できるだけ早い時期に皆様方への説明、そして25年4月1日からはこれが施行できるように一生懸命取り組んでまいりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私の質問に明確に答えていただけないけれども、新条例に基づく30年、明確なのに何で徴収しないのかということも明確に答えていただけませんでした。

それと1つ、大きな課題を抱えながら、私は市長がきちとした説明責任を果たすということはぜひ繰り返しお願いしたいのと、この件で最後に、今度、管理料ということが今残っています。それで、資料を私も1回見ましたけれども、管理料という、その説明をする場合、事前に資料を配付していただきたいんだけれども、それと同時に、管理料はこの我元行墓地の方だけじゃありませんよね。ですから、永楽院とか、またその他含めるんかもわかりませんが、今度の管理料の説明では少なくとも我元行墓地、永楽院、その辺はどこまでの範囲が説明されるのかなど。全ての関係者ということをあえて私はここで言いたいんですけれどもね。ですから、どこまでの範囲か。まさか我元行の人だけではちょっと説明ができないと思うし、永楽院を含めるのか、また、その周りの人まで含めるのかということだけをちょっと確認して、対象者はどこまでなのかということです。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 市営墓地に関する管理料についての御質問であります。

先ほど副市長も答弁したように、管理料については共益部分を皆さん、受益者で一部負担していただくということで、使用料と明確に分けた管理料ということで墓所以外の清掃とか光熱水費、緑地帯の整備等々、当然、市営墓地でありますので、永楽院墓地、我元行の区画の利用者に管理料として徴収するということになりますので、よろしくお願ひします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと私の質問が悪いのかな、質問が正確に伝わらんのかね。ちょっといろんなものは別として、管理料の分については、あそこの駐車場とか水道とか電気とかトイレとか含めて、あそこは我元行墓地の人だけが使つとるわけじゃないですよ、永楽院もあるわけですからね。だから、説明で言うんでしたら、せめて我元行の方と永楽院の墓地の方を含めてやるんか、ある人はその周りの民間の墓地がありますからね、その人もあそこを通過してという話もちょっと聞きます。ですから、どこまで範囲を広げるんかというのはいろいろ意見があるから、市としてはどこまで考えとんかなど。我元行墓地だけの方だったら、永楽院の人は説明せんということになったらおかしいんじゃないかと。

（「市営墓地の範囲を答弁せえや」と呼ぶ者あり）

そこをびしっとやるし、それでそこの答弁が要るんですよ、きちっと早く。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今の御質問ですけど、管理料が発生する範囲ということで永楽院墓地と我元行墓地ということになるかと思ひますので、その範囲を想定いたしておひます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） だから、その方を集めた説明会を開くというふうに理解していいですね、そこ確認。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） はい、そういう方向で今考えておひます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、次の質問に、公共事業の入札問題について質問をしたいと思ひます。

この件で、私は壇上で伺ひましたのは、公正な、公平なルール、それできちっと入札を

執行してやるということなら誰も文句は言わないんですけども、その公正かどうかというそもそも論がね、問題が起こっておりましたので、私は繰り返しになりますけれども、質問をしました。

それで、1つはリフト、配送車のリアゲートにリフトを装着するかどうかということで、等がついているからという、これが大きな問題になっているわけですけどもね。そのリアゲートの問題で、仕様書にはリアゲート、配送車のところにリアゲート等装着することと、等がついているんだけど、リアゲートを装着することということが明記されておりますし、それで、まず1点の質問は改修、忠海西小学校のところは、一応あそこは60センチぐらい段差があつて、一番大きなところで、誰が考えてもこのリフトいうかね、この昇降用リフトとか固定式のリフトいうんですかね、そういった分とか、いろんなやっぱり工夫をしないと渡し板だけではとてもじゃないけれども、搬出、搬入ができないというのは、これは私だけでもわかりますよね、500キロぐらいあるあれをね。ですから、私はここであえて聞いたのは、忠海西小学校の改修予定ありという、その仕様書、実施要領の中の添付書類にありますけれども、この改修予定という中身をあえて聞いたのは、配膳室だけじゃありませんかということをあえて聞きました。

このさっき説明があつたのは、シャッターとか柵を撤去したとかいうことを説明されておりましたけれども、その現場の図面を見ると、やっぱり段差を解消するということが大きな目的、例えば配膳室を改装して、その後、つけ足しでプラットホームを改修する、受納というんですかね、そういう立場とはわけが違うんじゃないかなという意味で私はあえてこの質問をしたんですね。

それで、そこをもう一回明確にさせていただきたいのと、それから、壇上でも私は言いました。それは10月、平成23年10月26日の申立人の上申書です。これは竹原貨物運送株式会社からの訴えですね。この中には、テーブルリフトの件は答弁がありました。もう1つは、担当者より忠海西小学校の改修についてプラットホーム建設はできない、こういう上申書の中身、これはもう公になっていますからね、私があえてしたんですけども、ここが答弁漏れなんですよ。テーブルリフトの件は今さっき答弁がありました。

それと、再質問になりますけれども、市の担当者より忠海西小学校の改修についてプラットホームの建設はできないという回答があつた、これは申立人の意見です。これは事実なんですか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君）　まず本件に関しまして、皆様に大変御迷惑をおかけし大変申しわけなく思っております。

本件に関しまして、本件、給食配送業務の入札に関しましては、昨年7月に訴訟が提起をされております。現在、広島地方裁判所において係争中ということでありまして。これまで原告、あと竹原市双方がそれぞれ主張陳述をしております。また、お互いに証拠書類というの提出をしております。また、証人尋問も行われております。

先週になりますけれども、12月5日になります、開催された第10回目の口頭弁論におきまして、十分な審理が行われたという裁判官の判断で審理が終了、結審となっております。来年2月27日に判決が言い渡されるということになっておりますので、本件業務の入札手続等が適正に行われたかどうか、司法の判断を待ち対応していきたいというふうに思っております。

そういった前提で質問にお答えいたします。

忠海西小学校の改修、プラットホームの改修の件でございますけれども、これは入札の実施要領にプラットホームの状況という項目がございます、その中に改修予定ありというふうに記載をしておりますので、配膳室も含めたプラットホームも改修すると、配膳室じゃなくてプラットホームも改修をするということになります。これにつきましては、平成22年第4回の定例会、平成23年第1回の定例会の一般質問の答弁でも改修するというふうにお答えをしております。

2点目、上申書の市の担当者の発言ということでございますけれども、忠海西小学校につきましては、平成24年度から給食センターから給食を配送しております。平成23年度に既にプラットホームの改修をしておりますので、建設改修ができないといった発言については、ちょっと確認は我々としてはできておりませんが、実施要領に記載しているとおり改修は行っているというところでございますので、よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君）　11番。

11番（松本　進君）　確認できていないというので、私はここで2つ、テーブルリフトを取りつけるよう市のほうから提言された、ここについては答弁がありました。それで、もう1つのことが答弁漏れがあったから、プラットホームは改修しないという市のほうからの、担当者からのことを私は確認したんですよ、答弁漏れだからね。裁判の経過はちょっとようわからんけれども、要するに、さっきあなたの方の方は仕様書の中に当初から改修予定ありと、こう言ったり、ある担当者はこの上申書の中で確認できていないと、どうい

うことなんですか。これは、担当者から忠海西小の改修工事について、プラットホームの改修はできないと言ったのかどうかというのは大きな問題ですからね。例えば、改修予定があったんなら市の方針に反するようなことをこの申立人に言われているし、だから、大きなポイントじゃないでしょうかね。だから、プラットホームの建設はできないと市の担当者は言われたんですか、もう一回聞きます。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 上申書の中身の問題と思いますけれども、この上申書というのは請負業者が市のほうに出されたということで、請負業者の思いですとか、そういった要求とか要望とかいったのを請負業者の思いで書かれたということでございますので、市としては実際に実施要領に基づいて改修をしておりますので、建設ができないといったような発言があったかどうかというのは確認してないということでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 確認していないことを言っていないということは全く違いますからね、そこだけは言っておきますよ。そりゃ大きな問題だからポイントになるからね、あえて私はここで繰り返し聞きました。それも確認できていないということ自体が私は問題だということは指摘せざるを得ません。

それで、この改修の件ですけれども、忠海西小のプラット段差の改修ですね、当初から改修予定があったということで、いつかというのを私は聞きました。この答弁書には仕様書を作成したときに予定していたということですよ、答弁書は。だから、公平なルールというのを私が言いたいのは、もう仕様書のときに忠海西小のプラットホームの改修はもう既に予定していた。そしたら、1つは、ちょっと答えていただきたいのは、1つ、予定していたんが、あなた方は言われるんだからね、それが事実として、前提として伺いたいのは、1つは装着リフトの問題ですよ。これは改修するならそのメリットはもうほとんどないですよ、それが1つと、なぜそういう不思議なことをされるのかなと。改修予定がもう既にあったら、60センチの段差はもう改修しますよということだから、渡し板でもできますよというんでやればいいのに、わざわざ装着リフト等で、まあどっちでもいいですよと、リフトでも渡し板でもどっちでもいいですよというのはあなた方はずっと言われているからね。

当初から段差の改修予定が、プラットホームの改修予定があるのなら、なぜこういうリ

フトを渡し板にしますよというんでやったほうが、入札するほうから見たらそのほうが安くなりますいうんかね、渡し板のほうが安いわけですから。なぜそういうリフト等、装着リフト等を書かなくてはいけなかったんかと、渡し板でいいじゃないかということをお願いしたいんで、そこを1回、1点聞きたい。

それともう1つは、公平なルールという観点でいえば、入札参加者全員に当初から、その仕様書を作成した段階で、参加者の4業者に、全ての方に、入札参加業者に忠海西小の段差60センチ改修しますよということの周知徹底をしないと、とてもじゃないが公平な入札には誰が考えてもならんというんが2つ目の質問です。これについてどうお考えなのか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） まず1点目の御質問でございますけれども、リフトでなくてもよかったのではなかろうかというようなことだろうと思っておりますけれども、事前にこれは各トラックメーカー等も当たりまして、渡し板ができないところもあるということで、リフト、渡し板というふうなことを想定していたというところでございます。それで、プラットフォームについては改修をするというふうに仕様書に記載をしているところでございます。

あと、仕様書の周知ということでございますけれども、仕様書、入札の通知に質問書というのを付けております。もし質問等があれば質問書で提出をしていただくようにいうふうなことになっております。周知については、なるべく改善できるところは改善して、誰もがわかりやすいような仕様書というのは確かにやっていかなければならないというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと私も聞き漏らしたんかもわかりませんが、2つ目の分で改修予定ありというのは一番肝心なことだからね、みんなに少なくとも、忠海西小学校は60センチ、誰が見ても危ないというんがありますから、そこは入札の仕様書にはもうそこは改修予定ありというんがあなた言われたんだからね、参加業者にはびしっとそこは周知徹底したかどうかを再度ちょっと確認したい。忠海西小学校は改修予定あり、プラットフォームを改修するんだという内容がその全部の業者に伝わるような徹底をしたのかどうかというんがもう1個と、まず第1点のもう1個、2つ目の分は、段差がほかにもあると、この総務委員会の分では東小学校は26センチと書いていますよね。ここも確かに危ないで

すよ。ここはなぜ書かないんですか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 仕様の徹底でございますけれども、入札通知の中に実施要領をつけております。その中にプラットホームの状況というのもつけております。その中に、今までも何回も言っておりますけれども、忠海西小学校については給食開始までに改修すると、改修予定というふうに記載をして周知をしているといったところでございます。

次に、忠海東小学校につきましては、当初ですね、今の改修なしでいけるというふうに予定をしておりましたけれども、近隣との境界の関係で当初計画していた進入路がちょっと変わってきたというところがありますので、そういった関係で新たにプラットホームをつくったというところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私はちょっと今、改修予定、忠海東小学校の改修はなぜ予定書なかったかというのは、26センチというんが総務委員会でね、書いてあるから、これじゃ26センチでも渡し板でもいけるという判断でやっているんですか、500キロの——まあ平均ですけどね、500キロのコンテナなんかを26センチの段差があるところは渡し板でもいけると、どっちでもいいというのはね、そういう判断なんですかというのが1つと。

もう1つの質問は、仕様書の作成段階で周知徹底というのは私は何回聞いてもよくわかりませんね、ここは。

もう1つ、角度を変えて聞きますけれども、この仕様書の作成、新しいこの配送業務をやる、その作成をするときに従前の配送業者との協議はしますよね、そこはどうか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 忠海東小学校の段差の件でございますけれども、これは当初は段差改修なしというふうに仕様書のほうで規定をしております。これにつきましては、実際に配車をしてみて業者のほうでスロープを用意しておるといったようなことがございました。それで、スロープを利用して、その段差を解消してコンテナをおろすといったような方法を考えておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、隣地との関係で、当初仕様書で予定していたような配送経路ができなくなりましたので、プラットホームを新設したといったような状況です。

仕様書を作成する前の従前の協議というのは、業者とは特に行っておりません。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 例えば、いろんな課題がありますよね、そのトラックは1.5トンから3トンになるとかいう、それで装着リフトをつけるかつかないかという、そういった段階で、従前の1.5トントラックの分での状況をつかんで、それで3トンになったら入る、入らん、段差がどうなんかという協議は全然しないわけですか。従前の1.5トン車の配送をしておる人との協議は。しなくても全部できるということですかね、それをもう一回確認したいのと。

それから、忠海東小学校の26センチの段差の問題は、ちょっと別の次元の問題をあなた言っているんじゃないですかね、入り口の土地の件がトラブルになったとかいう分と実際配送車の搬入にかかわっての26センチの段差、さっきスロープとかなんか言われたけれども、その分と最初のさっき言った搬入口の道の問題ですよ、地元の関係のトラブルがあったいうのをちょっと聞いていますけれども、その分と26センチの段差そのものにかかわる、それがスロープができなくなったというんが民間の土地の反対があったからそれが使えなくなった、そういった今答弁なんだけれども、それは間違いはないんですかね、2点をちょっと。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） まず、事前協議の関係でございますけれども、入札前に業者と協議するということはございません。入札後と契約の間に事前協議をするというのは、これは仕様書にも定めておりまして、車の規格については入札後、契約前に事前協議をして、実際にちゃんと配送できるかどうかということについて協議をして細かいところを決めていくといったことになりますので、入札前には協議をしておりません。

あと、忠海東小学校の段差についてですけれども、これは当初計画していたものにつきましては、先ほど申しあげました、業者がスロープを用意して、それで安全におろすというような計画でありましたけれども、境界のことでちょっとトラブルといたしますか、ことになりまして、今のような形のプラットホームにしているといったところでございます。

冒頭申しあげましたけれども、この件につきましては現在係争中であるということでございます。入札の実施要領を含めた入札関連書類一式、あと市議会、または総務文教委員会の議事録、あと上申書、その他関係書類は全て証拠として裁判所のほうに提出をしております。

入札の執行ですとか、あと契約手続、事前協議も含めた契約締結の状況など、一連の経緯も10回にわたりました口頭弁論で説明をしております。また、原告のほうからいろんな議員の質問と同じ趣旨の陳述というのも多くありました。それに対して我々も答弁と同じような趣旨の反論というのを行っております。そういった審理が行われて、既に12月5日に結審というふうになっておりますので、2月には判決が出るという予定になっております。我々としては司法判断を待つて適切に対処したいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） その司法のことを私はとやかく言っているわけじゃないんですけども、ここの分はやっぱり政治的、道義的な問題といたしますかね、そういつて公平な入札が執行できる、どうかというんが私はいろいろ疑問を持っているから質問しているわけでありませう。

それで、ちょっと最後に、そこの問題で聞きたいのは、仕様書を作成したときに、さっきもう段差改修を予定していたとかいうこともありまして、だから、私がちょっともう一回確認を含めて聞きたいのは、従前の1.5トン車での配送車をやっていた業者との協議といたしますかね、それは入札そのものの分やったらおかしいわけですけども、そういう事前の調査の分、調査段階の分、新しい制度設計をつくる段階で、1.5トン車のいろいろさまざまな現状と課題をつかんで今度は3.5トン車、リフト等、そういった配送車が変わるわけですね。そこではその制度設計の段階で、仕様書をつくるための制度設計の段階で従前の配送業者とのいろいろ調査といたしますかね、そこは全くやっぱりないということに言い切っているわけですねというんがちょっと1つと。

あとは、この入札そのものが、私、やっぱりいろいろ、私から見たらいろいろ意見を今まで申しました。それで、この指名して業者を選定して指名競争入札を執行したということでは、指名の仕方とかいろいろ私は原理原則を聞いたんですけども、地域的な同士とかいろんなやっぱり総合的判断ということが言われますよね。ですから、やっぱり指名するには、公明性の確保という面ではいろいろ疑義が出てくるという面で、これは最後になりますけれども、広島県内23自治体で業者を指名してそういった入札しているところが、今、何自治体ありますか。それはいろいろやっぱりね、改善しているんですよ、もうほとんどの自治体は。ですから、私は、これはさっき言った条件つきというのは、市内業者の仕事を確保すると、それと低額での競争に、過当競争にならないという、その2つの

条件をきちっとしながら条件付きの一般競争入札に早急にやっぱり切りかえていくべきだということを提言したわけですね。

ですから、再度質問の分は、入札にかかわっての質問は、広島県内で指名競争入札をやっているのはもう少ないと私聞いているんですけど、何社ですか。それと、さっき言った条件入札の研究、調査はやられるんでしょうけれども、この期限を切って私は条件付きの一般競争入札ということはもう考えるべきじゃないかなと思いますけど、その2点どうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 入札前の協議ということですが、我々としては、自動車会社等には問い合わせ等はして設計書と実施要領を作成しますが、業者とは入札前には協議はございません。入札後、落札業者が決定して、その落札業者と車の規格について事前に打ち合わせをするということになっております。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 入札制度に関する御質問でございました。

本市におきましては、毎年、必要かつ適正な入札制度改革を行っている状況でございます。全国の状況から見まして、今回、この指名競争入札であるとか、一般競争入札については当然検討しなければならない課題であるという認識は持っております。

先ほど御質問いただきました県内各市の状況でございますが、指名競争入札を行っている自治体というのは23市町の中でちょっと把握いたしておりませんが、14市の中で指名競争入札を行っているのは本市と江田島市のみという状況になっております。

この一般競争入札について検討するに当たり、今、御質問をいただきました条件付きというのは大前提になるかと思えます。表現を変えますと、条件のない一般競争入札については今現在全く考えていないという状況でございます。その状況は現在調べております各市もそういう状況で行っている状況で、その導入状況に関しまして、特に弊害があるということは聞いておりません。その条件付きの中の条件でございますが、一番多く取り入れられている部分につきましては、市内業者に限定するといった部分でございます。ほかにもさまざまな条件がございますが、本市においてもその部分は外すことなく行くべきであると考えております。

今後につきましては、そういったものを調査する中で、条件付き一般競争入札の導入に向けた検討になるかと思えますが、期限等はまだはっきりいたしておりませんが、そう

いった十分な検討を進めた上で本市に合った入札制度を導入していきたいと考えております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。時間ですの

で。

これをもって一般質問を終結いたします。

明12月13日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時30分 散会